

令和6年10月10日  
消防庁

## 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について、令和6年10月11日（金）から令和6年11月11日（月）までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第12条では、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の高圧ガスの製造のための施設及び同法第16条第1項の貯蔵所に係る保安距離を規定しているところ、このたび制定された、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下「水素等供給等促進法」という。）に基づく経済産業大臣の承認を受ける製造所及び貯蔵所についても、高圧ガス保安法の施設と同程度の危険性を有することから、同様の保安距離を確保することとします。

また、水素等供給等促進法第16条第1項において、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設について高圧ガス保安法の完成検査に係る規定を準用していることに鑑み、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設についても規則第20条の5の2の水圧試験の基準を適用します。

危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第9条第1項第19号（令第19条第1項において準用する場合を含む。）、令第10条第1項第14号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）及び令第11条第1項第14号（同条第2項においてその例による場合を含む。）において、一定量以上の危険物を製造する製造所等には避雷設備を設けることとされ、その構造方法は規則第13条の2の3において、日本産業規格 A4201「建築物等の雷保護」に規定する構造とすることとしています。

今般、屋上突角部への保護方法等が規定された日本産業規格 Z9290-3（2019）「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」が制定されたことに伴い、規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第10号）で規定する日本産業規格を最新のものに改正するものです。

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙2参照）  
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和6年11月11日（月）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

#### 4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、高橋

TEL 03-5253-7524 (直通)

E-mail: fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第12条では、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の高圧ガスの製造のための施設及び同法第16条第1項の貯蔵所に係る保安距離を規定しているところ、このたび制定された、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下「水素等供給等促進法」という。）に基づく経済産業大臣の承認を受ける製造所及び貯蔵所についても、高圧ガス保安法の施設と同程度の危険性を有することから、同様の保安距離を確保することとします。

また、水素等供給等促進法第16条第1項において、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設について高圧ガス保安法の完成検査に係る規定を準用していることに鑑み、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設についても規則第20条の5の2の水圧試験の基準を適用します。

危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第9条第1項第19号（令第19条第1項において準用する場合を含む。）、令第10条第1項第14号（同条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。）及び令第11条第1項第14号（同条第2項においてその例による場合を含む。）において、一定量以上の危険物を製造する製造所等には避雷設備を設けることとされ、その構造方法は規則第13条の2の3において、日本産業規格 A4201「建築物等の雷保護」に規定する構造とすることとしています。

今般、屋上突角部への保護方法等が規定された日本産業規格 Z9290-3（2019）「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」が制定されたことに伴い、規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第10号）で規定する日本産業規格を最新のものに改正するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の

場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [fdma.hoanshitsu\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp)

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承

ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**5 意見提出期間**

令和6年10月11日(金)から令和6年11月11日(月)まで(必着)

※郵送についても、締切日に必着とします。

**6 留意事項**

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：石野、高橋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：[fdma.hoanshitsu\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp)

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正して  
ください）に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課危険物保安室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見



○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

## 目次

〔第一章〕第六章の二 略〕

第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条―第五十八条の十五）

〔第八章〕第十二章 略〕

〔附則 略〕

（高圧ガスの施設に係る距離）

第十二条 令第九条第一項第一号ニ（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。））、令第十一条第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）及び距離とする。

一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下この条及び第二十条の五の二において「水素等供給等促進法」という。）第十二条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる高圧低炭素水素等ガス（水素等供給等促進法第十二条の高圧低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。）の製造のための施設を含む。）

（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び高圧ガス保安法第五条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高圧ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をするもの 二十メートル以上

二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けること

## 目次

〔第一章〕第六章の二 同上〕

第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条―第五十八条の十四）

〔第八章〕第十二章 同上〕

〔附則 同上〕

（高圧ガスの施設に係る距離）

第十二条 令第九条第一項第一号ニ（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。））、令第十一条第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）及び距離とする。

一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高圧ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするもの 二十メートル以上

二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第十七条の二の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所 二十メー

ができる貯蔵所を含む。)及び高圧ガス保安法第十七条の二の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所 二十メートル以上

〔三・四 略〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十九号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第十四号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、及び令第十一条第十四号(同条第二項においてその例による場合を含む。)(の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格Z九二九〇―三「雷保護」第三部「建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとする。

(水圧試験の基準)

第二十号の五の二 令第十一条第一項第四号(令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号(令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合を含む。及び令第十三条第一項第六号(令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項(令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。))の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

- 一 高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設(水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。)である圧力タンク

〔イ・ロ 略〕

〔二・三 略〕

トル以上

〔三・四 同上〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十九号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第十四号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、及び令第十一条第十四号(同条第二項においてその例による場合を含む。)(の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格A四二〇―一「建築物等の雷保護」に適合するものとする。

(水圧試験の基準)

第二十号の五の二 令第十一条第一項第四号(令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号(令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合を含む。及び令第十三条第一項第六号(令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項(令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。))の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

- 一 高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設である圧力タンク

〔イ・ロ 同上〕

〔二・三 同上〕

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。

〔三〇五 略〕

(避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備)

第三十八条の二 令第二十一条の二の総務省令で定める製造所等は、給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第六号の用途に供するもの及び屋内給油取扱所のうち第二十五条の九第一号イの事務所等を有するものとする。

2 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第六号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

〔二〇三 略〕

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

〔一 同上〕

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十八条において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積）とすること。

〔三〇五 同上〕

(避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備)

第三十八条の二 令第二十一条の二の総務省令で定める製造所等は、給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するもの及び屋内給油取扱所のうち第二十五条の九第一号イの事務所等を有するものとする。

2 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

〔二〇三 同上〕

様式第四のり

様式第4のり(第4条、第5条関係) (表)  
給油取扱所構造設備計画書

事業の概要				
敷地面積	㎡			
給油空地	間口	m 奥行		m
注油空地	有(容器詰替・移動貯蔵タンクに注入)・無			
空地の舗装	コンクリート・その他( )			
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数	階	建築面積	水平投影面積
		㎡	㎡	㎡
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の構造	階数	柱	はり	屋根
		窓	出入口	出入口
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁
		壁	柱	床
上階の有無(用途(給油取扱所以外))	有(用途)	有	無	有( )・無
		有( )・無	有( )・無	有( )・無
建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分(天井のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)		床又は壁で区画された部分(天井のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)
	第1号	㎡		㎡
	第2号	㎡		㎡
	第3号	㎡		㎡
	第4号	㎡		㎡
	第5号	㎡		㎡
計	㎡		㎡	㎡
周囲の壁又は壁はめ	構造等	はめ	有(欄入りガラス・その他( ))・無	m

様式第4のり(第4条、第5条関係) (表)  
給油取扱所構造設備計画書

事業の概要				
敷地面積	㎡			
給油空地	間口	m 奥行		m
注油空地	有(容器詰替・移動貯蔵タンクに注入)・無			
空地の舗装	コンクリート・その他( )			
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数	建築面積	水平投影面積	
		㎡	㎡	㎡
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の構造	階数	柱	はり	屋根
		窓	出入口	出入口
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁
		壁	柱	床
上階の有無(用途(給油取扱所以外))	有(用途)	有	無	有( )・無
		有( )・無	有( )・無	有( )・無
建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分(天井のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)		床又は壁で区画された部分(天井のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)
	第1号	㎡		㎡
	第2号	㎡		㎡
	第3号	㎡		㎡
	第4号	㎡		㎡
	第5号	㎡		㎡
計	㎡		㎡	㎡
周囲の壁又は壁はめ	構造等	はめ	有(欄入りガラス・その他( ))・無	m

(表)

項目	型式	数	境界線からの間隔	
			道路境界線	敷地境界線
固定給油設備以外 の給油設備	給油配管及びボース機器・給油ボース車(白)・給油タンク車			
附属設備の概要				
電気設備				
消火設備				
警報設備				
避難設備				
事務所等その他火 気使用設備				
滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他( )			
流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他( )			
タンク設備	専用タンク		可燃性蒸気 回収設備	有・無
	廃油タンク等		簡易タンク	
工事請負者	電話			

備考1 この様式の大きさは、日本産業規格44とすること。  
 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。  
 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。  
 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のヘ)を添付すること。

(表)

項目	型式	数	境界線からの間隔	
			道路境界線	敷地境界線
固定給油設備以外 の給油設備	給油配管及びボース機器・給油ボース車(白)・給油タンク車			
附属設備の概要				
電気設備				
消火設備				
警報設備				
避難設備				
事務所等その他火 気使用設備				
滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他( )			
流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他( )			
タンク設備	専用タンク		可燃性蒸気 回収設備	有・無
	廃油タンク等		簡易タンク	
工事請負者	電話			

備考1 この様式の大きさは、日本産業規格44とすること。  
 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。  
 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。  
 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のヘ)を添付すること。

備考 表中の「」の記載は注記による。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>附則 （避雷設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格Z九二九〇―三</u>」雷保護―<u>第三部</u>・建築物等への物的損傷及び人命の危険」とあるのは、「<u>日本産業規格A四二〇―一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格Z九二九〇―三</u>」雷保護―<u>第三部</u>・建築物等への物的損傷及び人命の危険」とあるのは、「<u>日本産業規格A四二〇―一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p>	<p>附則 （避雷設備の基準に関する経過措置）</p> <p>第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格A四二〇―一</u>」雷保護―<u>第三部</u>・建築物等の雷保護」とあるのは、「<u>日本産業規格A四二〇―一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「<u>日本産業規格A四二〇―一</u>」雷保護―<u>第三部</u>・建築物等の雷保護」とあるのは、「<u>日本産業規格A四二〇―一</u>（一九九二）」「<u>建築物等の避雷設備（避雷針）</u>」とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	



## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第十三条の二の三の改正規定及び第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年四月一日に現に消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所の避雷設備又は令和八年三月三十一日までにその工事に着手する製造所、貯蔵所若しくは取扱所の避雷設備のうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。